

## 特別寄稿

## 外国人家事労働者の受け入れに関するジェンダー政策としての課題

青木千賀子<sup>※1</sup>

Gender Policy on Migrant Domestic Workers

Chikako AOKI<sup>※1</sup>

## ABSTRACT

The increasing demand for domestic workers, particularly those needed for childcare and the care of the elderly, has meant a concomitant increase in international migrants coming to Japan. The migration looks set to continue after the June 2014 revision of the previous year's "Japan Revitalization Strategy", when the Japanese government included a measure to bring in more domestic workers in the name of the "Promotion of Women's Participation and Working Style Reform". Most of these new domestic workers are expected to come from South-East Asia, especially the Philippines and Indonesia. My paper discusses whether this measure hinders the equitable participation of Japanese men and women in domestic work. This paper also discusses whether this measure amplifies gender inequity as well as economic disparity.

The study concludes with a demand for the Japanese government to ratify the ILO "Convention concerning decent work for domestic workers" (C189), and for Japanese government, businesses and other organizations to rectify the long working hours of their employees and to establish a parity of treatment for irregular workers. Only then will Japan be on a path for gender equality: men and women sharing equally in paid and unpaid work.

## 1. はじめに

安倍政権は、女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠との認識に基づき、「女性の活用」、「女性の活躍推進」を成長戦略<sup>1)</sup>の柱の一つに掲げてきた。その成長戦略スピーチでは、待機児童解消加速化プラン、希望に応じて子育てに専念した後の職場復帰支援、子育て後の再就職・起業支援といった取組を打ち出している。

2014年6月には、政府は、「働く女性を支援するため、外国人労働者を家事労働でも受け入れる。まずは地域をしぼって規制を緩める国家戦略特区で試験的に導入する」と打ち出した。

具体的には、「18歳以上、単身での入国」などの条件で、関西圏（大阪、京都、兵庫の3府県）の特区で2014年秋にも受け入れを始めるということである。

掃除や洗濯など家事の負担を減らして女性の就労を促すため、これまで慎重だった家事分野での受け入れに踏み出すことを明らかにした<sup>2)</sup>。

ここでは、「家事労働」の定義を「一つもしくは複数の世帯において、または世帯のために遂行する業務（料理、洗濯、掃除にとどまらず、育児や介護等のケア労働も含む家庭内での多岐にわたる労働）」とし、雇用関係の枠内で家事労働に従事する者を家事労働者とする<sup>3)、4)</sup>。

アジア諸国においては、市場経済のグローバル化や少子高齢化が進み、人口構成の変化のスピードが著しく、生産労働過程のみならず、再生産労働<sup>5)</sup>（労働力を再生産するための労働、家事・育児・介護労働など）過程にも市場経済やサービス事業が拡大しつつある。

※1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Department of International Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University, Professor

すなわち、女性の家庭外就労の増加に伴い、これまで各家庭内の女性の仕事とされてきた家事・育児・介護労働（無償労働）が社会化し、他者による有償労働化の傾向がみられるようになってきている。そして国によっては、女性を他国から低賃金で雇い入れて、問題を解決する家事労働者の国際移動が、1990年代以降に拡大の様相を呈している（Beneria 2008：1－21、Lutz 2002：89－104、上野加代子 2011：3－6、伊藤・足立：6）。

このように、家族や共同体の中で行われてきた人間の再生産のための労働が、現在有償のフォーマルな労働へと変容しつつある（久場 2007：i）。

日本はこれまで家事労働のうちケア労働分野に関しては、フィリピン（2006年9月）やインドネシア（2007年8月）と経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）<sup>6)</sup>に署名し、看護師と介護福祉士候補者の受け入れを2008年からすでに実施している。受け入れの背景には、人口構成の変化にともなう介護・看護労働市場の需給の変化への対応と、日本の今後の経済成長戦略としての経済連携のためという事由がある（安里 2007 a：132－145）。

家事労働の仕事は、米国や旧西側ヨーロッパ諸国などでは、在留資格も住居もない外国人女性が、警察や移民局から隠れることができる仕事とされてきた（Anderson 2000, Romero 1988, 上野加代子 2011：4）。一方、アジアでは、シンガポールをはじめ、香港、台湾、マレーシアでは、海外からの家事労働者受け入れの政策が実施されている（上野加代子 2011：4）。

海外では外国からの家事労働者政策をめぐり、共働き家族の安定化につながるという見方や、送り出し国の余剰労働者の調整と外貨獲得の手段にもなっているとする向きもある（Isaksen, et al. 2008：405－425、上野加代子 2011：4－5）。

その一方で、低賃金・不十分な社会保障の問題、虐待・性的被害や人身売買が国際的問題になっているという報告もある<sup>7), 8)</sup>。

このように外国人家事労働者の受け入れは、女性の就労支援策の目玉として新しい成長戦略に盛り込むとされているが、はたして、「女性の活躍推進」の一助となるのであろうか。

ジェンダー<sup>9)</sup>は、社会システムを構成する男女の不可欠な社会関係をあらわし、「ジェンダー政策」は、労働・雇用、家族・家庭生活、社会・コミュニティーにおいて、男女平等・公平を促進するための支援を

目標としている（青木 2007：95）。

本論では、上記のような外国人家事労働者の受け入れ課題を、ジェンダー政策の観点から捉え直し、外国からの家事労働者の導入が、真の意味での日本の男女共同参画社会の構築に寄与するのか、家事・育児・介護の支援は男女双方の支援となり得るのか、性別役割分業の固定化に繋がるのか否か等について検討を行う。

## 2. 世界の国別男女格差の現状と家事労働者

世界経済フォーラム（World Economic Forum：以下、WEF）は毎年、「世界男女格差報告（The global Gender Gap Report）」を公表している。それによると、アジア・太平洋地域の男女の経済的格差の縮小は、56%にとどまり、中近東および北アフリカ諸国を除く世界全地域と比較すると遅れが見られる<sup>10)</sup>と報告している。

### （1）世界の国別男女格差の順位

男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：以下、GGI）の順位（2014年）を表1に示す。GGIは、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、1が完全平等、0が完全不平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される<sup>11)</sup>。

【経済分野】 労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率

【教育分野】 識字率、初等・中等・高等教育の各在学率

【保健分野】 新生児の男女比率、健康寿命

【政治分野】 国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

表1に示すように、男女格差の小さい国は、142カ国中、第1位がアイスランド、ついでフィンランド、ノルウェー、スウェーデンと北欧諸国が上位を占めている。

### （2）日本とフィリピンのGGIとその背景

日本のGGIの順位は、142カ国中104位で前年より1つ順位を上げた結果となった。「健康、保健分野」で37位、「教育分野」が93位、「経済分野」が102位、「政治分野」では129位と極めて順位が低い。日本は「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く、政府の

調査<sup>12)</sup>でもその考えに賛成の人の割合（2012年）は、男性55.1%、女性48.4%と高く、女性が仕事を続けるににくい環境が影響したとみられる。

世界経済フォーラムのアソシエート・ディレクター、オリバー・カーン氏<sup>13)</sup>は、「日本企業の80%が、育児休暇など仕事と生活とのバランスをとるための方針を導入しているものの、女性の昇進に不可欠な能力開発プログラムを定めているのはわずか20%の企業にすぎない」ことを指摘し、企業体質の改革が男女格差縮小への鍵となることを示唆している。

一方、フィリピンは、アジア・太平洋地域で最も男女格差が小さく、GGIの順位は世界で第9位である。確かに「政治分野」で17位、「経済分野」24位と

表1 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）の順位

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.859
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.837
4	スウェーデン	0.817
5	デンマーク	0.803
6	ニカラグア	0.789
7	ルワンダ	0.785
8	アイルランド	0.785
9	フィリピン	0.781
10	ベルギー	0.781
11	スイス	0.780
12	ドイツ	0.778
13	ニュージーランド	0.777
14	オランダ	0.773
16	フランス	0.759
20	米国	0.746
26	英国	0.738
59	シンガポール	0.705
61	タイ	0.703
75	ロシア	0.693
76	ベトナム	0.692
79	スリランカ	0.690
87	中国	0.683
97	インドネシア	0.673
104	日本	0.658
107	マレーシア	0.652
114	インド	0.646
117	韓国	0.640

- 出所：1. 世界経済フォーラム“The Global Gender Gap Report 2014”より筆者作成。  
2. 測定可能な国数は、142カ国。そのうち、上位10カ国及びOECD加盟国、アジア諸国等抽出。

政治、経済界での女性の活躍が顕著であり、男女平等社会に向けて躍進している（「健康、保健分野」と「教育分野」ではともに1位）。その背景には、女性議員や管理職女性等の「女性の活躍推進」を支えている“支え手”が存在することが挙げられる。

言い換えれば、低賃金で働く女性家事労働者が、社会で活躍する女性労働者とその家庭を支えているということである。都市部の富裕層、中流層は、掃除、洗濯、食事の支度、育児、介護などを担当する住み込みの家事労働者を複数抱えている。その一方で、フィリピンは、年間6万人の家事労働者を海外に送り出す移住労働者の送出国でもある（松岡 2007：2）。

この事実は、管理的・専門的・技術的職業に従事する女性労働者と、未熟練女性労働者（家事労働者を含む）の二極化<sup>14)</sup>を生み出し、女-女格差を大きくしていることを意味する。男女間格差の縮小の影に、女性間格差が増大していることが明らかである。

安倍総理は、2014年1月の世界経済フォーラム年次会議の冒頭演説の中で、「… いまだに活用されていない資源の最たるもの。それが女性の力ですから、日本は女性に、輝く機会を与える場でなくてはなりません。2020年までに、指導的地位にいる人の3割を、女性にします。多くの女性が市場の主人公となるためには、多様な労働環境と、家事の補助、あるいはお年寄りの介護などの分野に外国人のサポートが必要です。女性の労働参加率が、男性並みになったら、日本のGDPは16%伸びるという話です。ヒラリー・クリントンさんのお話です。…」<sup>15)</sup>と述べた。

これを実践する形で、冒頭に述べた2014年秋からの外国人家事労働者の受け入れが打ち出されたが、果たして、外国人家事労働者のサポートが女性の労働力率向上や管理職従事者の増加に貢献し得るのか、ジェンダー政策となり得るのか、検証が必要である。

### 3. 家事労働者の国際移動と家事労働者条約

ILOは、2010年末現在、家事労働者として世界全体で少なくとも5,260万人が就業しており、この大半を女性が占め（83%）、多くが国外から働きに来ていると報告している。中でも、アジア太平洋地域が最も多く（2,140万人）、中南米・カリブ（1,960万人）、アフリカ（520万人）、先進国（360万人）、そして中東（210万人）となっている。日本の家事労働者数は、2万7,300人（2005年国勢調査）となっている<sup>16)</sup>。

ここでは、家事労働者の国際移動の経緯と現状、ならびにそれに関連する条約について詳述する。

### (1) 家事労働者の国際移動の経緯と現状

外国人家事労働者の受け入れに関しては、シンガポールや香港、台湾などのアジア諸国や欧州では、すでに一般家庭で外国人家事労働者を雇用し、住み込みまたは、フルタイムの就労形態で、高齢者介護や育児を含む多様な家事労働を任せるケースが少なくない<sup>17)</sup>。

1970～1980年代において、家事労働者の移動は、アジアの開発政策と結びついた専門職に従事する女性の就労と育児の両立が主な目的であった。

家事労働市場は、1990年代までフィリピン人が多数を占めてきたが、その後、インドネシア、ベトナム、スリランカ、ミャンマーさらには、南アジアのイスラム諸国も送出国を設け、力を入れるようになった（安里 2014：626、636）。

こうして再生産労働分野における国際労働力移動が徐々に拡大し、女性の「移住労働力化」が進行している状況にある（伊藤・足立：7）。

外国人家事労働者は、このように女性の労働力化を支えるため導入され、主に専門職女性の世帯に接合された。すなわち、家事労働市場の拡大には、経済成長、女性の高学歴化、労働市場におけるジェンダー構成の変化、ワーク・ライフ・バランスの問題といった事情、背景もあり、親密な領域で家事を担う他者が接合される必要があったのである（安里 2014：626）。

### (2) 家事労働者条約（家事労働者保護法案）

「家事労働者のディーセント・ワーク<sup>18)</sup>に関する条約（189条）<sup>19)</sup>」は、国際労働機関（ILO）の第100回総会で2011年6月16日に採択され、2013年9月5日に発効された最新の条約である。

ディーセント・ワークとは、働きがいのある人間らしい仕事という意味で使用されており、この概念は、1999年の第87回ILO総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILOの活動の主目標と位置付けられた。男女平等及び非差別は、ディーセント・ワークの掲げる目標において横断的な課題とされている（2008年6月第97回ILO総会）。

ここで注目されるのは、この189条は、労働・社会保障法の適用対象外<sup>20)</sup>になることが多い家事労働者を労働者と認定し、その労働条件改善を目指して初めて採択された歴史的な国際基準条約であるという

ことである。

この法案の条約可決総会に出席した木村愛子は、以下のように報告<sup>21)</sup>している。「家事労働は伝統的に“女性の仕事”とされてきた家事・育児・介護などが中心で、外からは見えにくい長時間労働・低賃金・虐待・セクシュアルハラスメント・プライバシーの欠如などが一般的に見られる過酷な労働であった。このような人権無視の家事労働に従事してきたのは、労働組合などに組織化されず社会的に孤立した貧しい女性・女兒・移民労働者など、声を上げる術もない弱い立場にある人々が多数を占めていた。」

こうした労働状況を改善するために、189条は、家事労働者が他の労働者と同じ基本的な労働者の権利を有するべきとして、安全で健康的な作業環境の権利、一般の労働者と等しい労働時間、最低でも連続24時間の週休、現物払いの制限、雇用条件に関する情報の明示、結社の自由や団体交渉権といった就労に係わる基本的な権利及び原則の尊重・促進・実現などを規定している。

ILOが、ジェンダー平等の原則に立って、「すべての人々にディーセント・ワーク（Decent Work for All）を」という政策課題を提言した背景には、従来、雇用労働者として無視されがちであったインフォーマル労働者である家事労働者のために国際労働基準を確立し、法的・経済的・社会的に保護を拡充し、人権を保障することが緊急課題であると認識していたためである。

日本はこの189条を現在も批准しておらず、人種差別撤廃委員会から批准を検討するよう勧告を受けたところである（2014年8月29日）。

外国人家事労働者を受け入れるには、189条の批准が先決である。

## 4. ジェンダー政策と性別役割分業としての家事労働の課題

以下に、フェミニズム<sup>22)</sup>／ジェンダーの理論・概念の発展、それらを基盤にしたジェンダー政策の視点からの性別役割分業としての家事労働について論ずる。

### (1) フェミニズム／ジェンダーの理論・概念の発展：公私分離のイデオロギーの問題

19世紀末から20世紀初めにかけての女性解放の運動は、女性の参政権を獲得（法律上の平等）することを目標として展開し、第一波フェミニズム運動といわれている。第二次世界大戦後、1960年代の中頃

から第二波フェミニズム運動が高まりをみせ、女性に対する抑圧が、家庭・家族をはじめ、職場、地域、学校からマスメディアにいたる日常生活のあらゆる領域において存在しており、「家父長制（男性優位主義の価値規範）」を変革することなしに男女平等社会はありえないと主張することになった。

この運動の中で、資本主義生産の拡大と自由主義的国家観が相まって生み出した「公私分離イデオロギーの形成」が問題視されるようになった。家庭はかつて、生産と消費の両活動が行われた経済単位であったが、資本制の発展は生産活動を家庭の外に移動させ、やがて中産階級にとって、次第に家庭は、外での労働から隔離された憩いの場、私的な空間となっていく。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業が明確化していき、それが「男女の生物学的性差に基づく自然の分業」として根づいていった。すなわち、公＝男、私＝女という役割が、女性を従属的地位に置いたとして、その解体を求め、女性の公領域への進出、特に経済力を獲得するための労働参加に重点を置いたのが、第二波フェミニズム運動の中の一つの理論の流れ（リベラルフェミニズム<sup>23)</sup>）であった（ホーン 2000：47-50）。

ここでの論点は、女性は家事労働を通して生命の再生産という社会的役割を果たしているのに、なぜその再生産労働<sup>24)</sup>が無償労働（アンペイドワーク、unpaid work）なのか、なぜ女性が担い手となったのか、ということであった（竹中 2011：55）。

ジェンダーという視角は、このようなフェミニズム運動の中から、1970年前後に発見された。ジェンダー概念は、性差に関する研究の蓄積（女性学や男性学等）と現代フェミニズム運動とが出会った地点で展開された。

ここでの問題意識は、女性と男性双方の関係性を公正に問おうとする基本的な姿勢である。そして、性差、性別の社会規範は、近代社会の構築の過程で創られ強化された社会的構築物であり、それぞれの地域社会における歴史と共に変化してきた。ゆえに社会の変化によって変えられ、社会的な合意によって克服されるものでもあるという考え方が定着するようになってきたのである（青木 2002）。

日本の社会では、性別役割分業が意識の面でも、制度の面でも今なお根強く残っている（竹中 2011：54-58）。教育や法制度、日々の慣習の中で、こうしたイデオロギーや生活文化が「当たり前」化してきたことによると思われる。

## （2） ジェンダー政策の視点からの性別役割分業と家事労働

性別役割に関しては、1979年の第34回国連総会において採択された「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）<sup>25)</sup>」の第5条で「性別役割分担の否定」を明文化している。

また、日本がこの条約を批准（1985年）後、制定した「男女共同参画社会基本法」（1999年）の第4条でも固定的な役割分担を見直し、「性別役割分担の中立」を謳っている。

前述の世界のジェンダー・ギャップ指数におけるフィリピンの事例から、家事労働者は女性の出産後の就労、継続を促進させ、管理職や国会議員の割合を増加させ、共働き家族の安定化が期待されているというプラス面と、低賃金・不十分な社会保障の問題、虐待・性的被害など家庭内での雇用関係におけるトラブルの発生、女性の階層化、さらには性別役割分業の固定化というマイナス面も内包していることを述べた。

竹信（2013：211）は、家事労働者は、家事を黙って引き受ける新しい「踏み台」を再生産していることにほかならず、こうした家事労働者の「輸出」をめぐる問題は、国際間の紛争の火種にならないとも限らない、と述べている。

法で性別役割分業の中立を明示しても、これまで女性が大部分担ってきた家事労働の慣習は、根深い。さらに、外国人女性家事労働者が家事を担うことで、家事労働は女性の仕事という性別役割分業の固定化問題が浮上することになりかねない。

## （3） 外国人家事労働の受け入れと性別役割の固定化への警鐘

日本政府は冒頭で述べたとおり、働く女性を支援するために「外国人家事労働者受け入れ」の方針を発表したが、育児中の女性の側から議論点が二つ挙げられている<sup>26)</sup>。一点目は、働く女性の支援に関しては、育児期間に就業中か非就業中かで、必要な支援対策はそれぞれ異なり、非就業中の場合は、子どもの預け先（保育所）の確保、就業中の場合は家事及び育児サービスが最も必要な支援となる。

二点目は、家事・育児サービスの料金の問題である。現時点での政府の考え方は、外国人労働者の賃金は、日本人のそれより低賃金としないという方針なので、手軽に利用できる料金ではないということである。外国人労働者を不適切な待遇で酷使すべきではないのは当然であるが、利用者側からすると

サービス料金が高いままでは、利用できないという現実がある。

このような観点から、「働く女性の支援」の効果は限定的になると考えられる。さらに、外国人家事労働の導入が「働く女性支援」という政策として捉えられるならば、「家事労働の女性化」がますます固定化・継続化され、男女共同参画社会の構築に向けての施策や、「ワーク・ライフ・バランス」や、「男性の育児休業取得」を目指すジェンダー政策が後退することが懸念される。

## 5. 外国人家事労働者の受け入れ国および、送り出し国の課題

ここでは、外国人家事労働者の受け入れ国としての日本の課題、外国人家事労働者の送り出し国の課題について論ずる。

### (1) 外国人家事労働者の受け入れ国としての日本の課題

日本では、家事労働者の家庭への受け入れを特区で試験的にはじめ、需要があるかどうかを見極めた上でほかの地域への拡大も検討する予定である。受け入れは、限定的ではないが、フィリピンやインドネシアなど東南アジアの国々からが中心になる見通しである。

外国人家事労働者の受け入れのためには、まず出入国管理法の改正が必要となる。現在の出入国管理法では、家事労働を目的とした外国人の入国は、外交官の家庭などで働く場合を除いて認めていないためである。2014年秋をめぐりに法務省が告示を改正し、家事代行業者が雇う外国人に新たな在留資格を与える法の整備が急務の課題である<sup>27)</sup>。

これまでの法律では、日本人と結婚して日本在留資格のある外国人は、日本人家庭で家事労働をすることができるが、日本人や日本企業が外国人の家事労働者を海外から呼んで契約することはできない。また、外国人の身元引受人となり家事分野で直接雇うことは、外国人の大使館勤務者や外国人高度人材の中でも年収1,000万円以上といった条件を満たす人に限り、認められてきた<sup>28)</sup>。

日本では、前述のとおり「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約 (ILO 189条約)」を批准しておらず、外国人家事労働者の勤務時間や労働内容等が不明確な部分が多く、「外国人家事支援人材」の受け入れは、拙速な始動といわざるを得ない。

2011年に野村総合研究所 (NRI) が女性2000人 (25

～44歳) に行った「家庭生活サポートサービスの利用に関するアンケート調査」<sup>29)</sup>によると、これまで家事支援サービスを利用したことがある人は2%であった。

サービスを利用していない理由として、第一位は「料金の高さ」に続いて「必要性の低さ」「他人に家に入られることに対する心理的抵抗感」を挙げる人が多かった。サービスに対する不安感が大きいなかで、フィリピンやインドネシア女性に家事支援を頼むかどうかは疑問も残る。この点がケア労働支援 (看護師と介護福祉士候補者の受け入れを2008年からすでに実施) と異なるところでもある。

料金については、本論4.(3) で述べたように、外国人家事労働者に対し、日本人並の賃金を保証する方向なので、語学研修、寮整備などの住宅支援、料理指導研修などを合わせて考えるとさらに高額になることが懸念される。家事代行業界の各社は、国や自治体また企業などからの支援なくしては、実施が難しいと指摘している。

### (2) 外国人家事労働者の送り出し国としての課題

外国人家事労働者は「外国人であり女性である」ことと、個人家庭における就労であることから、ハラスメント等の問題に対応しにくく、「vulnerability (リスクにさらされやすいこと、影響を受けやすいこと)」の高い労働者となるのではないかと、という問題がある<sup>30)</sup>。

送り出し国にとって、トランスナショナルなかたちで世帯が維持されることについては、以下のような賛否両論が挙げられている。プラス面としては、①貧困脱出、②女性の経済的自立、③児童労働の減少、④就学機会など教育面の向上、⑤健康改善等が挙げられている。

一方、マイナス面としては、①母子関係、夫婦関係の悪化、②帰国後の再適応、③娘の家事労働負担の増大等が指摘されている (安里 2014 : 636, Edillon 2008、Lam 2013、Asis and Ruiz-Marave 2013, Asian Development Bank 2013, Parreñas 2005)。

このように外国人家事労働者としての女性の就労は、賃金労働者としての機会を得、経済的、社会的自立による女性の地位向上や生活の向上に資するが、自らの家庭内における家族関係の問題を内包しており、期限付きの実施が望まれる。

ジェンダー政策を推進していくためにも、外国家事労働者の受け入れ国、送り出し国の双方の家族の関係が良好で、男女間が公平で、平等な関係を構築

できるよう、国家、市場、家族が連携して取り組まなければならない。

## 6. おわりに

少子・高齢化が急速に進む日本の社会の中で、介護保険の利用者は、制度がはじまった2000年の149万人から2013年には471万人まで増加し、介護も「施設から在宅へ」と在宅介護に軸足を移す方向にある<sup>31)</sup>。

前述の「家事労働」の定義の中でも述べたとおり、家事労働は、料理、洗濯、掃除にとどまらず、育児や介護等のケア労働も含む家庭内での多岐にわたる労働を指しており、在宅介護のケア労働の担い手としての家事労働者の役割も形成されつつある。

家事労働者は、1990年代半ばから2010年の間に世界全体で1,900万人以上増と顕著な増加を示しており<sup>32)</sup>、外国人労働者の受け入れをジェンダー政策の視点からとらえ直す必要がある。男女共同参画社会の構築を目指し、以下に外国人労働者の受け入れに関するジェンダー政策の課題を列挙する。

- ①日本が外国人家事労働者の受け入れ国になるためには、まず、ILO「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約（189条）」に早急に批准する必要がある。
- ②家事労働者が長時間・低賃金で働き、家庭内での虐待・セクシュアルハラスメントを受け、プライバシーの保護が保証されない等の人権無視の状況に陥らないための対策を講じる必要がある。また、就労ビザの支給条件の緩和についても検討しなければならない。
- ③外国人家事支援の受け入れにより、「性別役割分業」や「家事労働の女性化」が固定化されないよう、より一層、男女共同参画社会の構築やワーク・ライフ・バランスなどのジェンダー政策を推進していく必要がある。
- ④男女の働き方の改革（長時間労働の是正、柔軟な働き方の導入）や人材が定着しづらい保育・介護業界の改革（賃金、雇用環境、労働条件の改善）を推進する。
- ⑤男女が平等に有償労働と無償労働を分担できるよう、非正規労働者の均等待遇を行う。
- ⑥男性の家事や育児・介護への積極的参加を支援する取り組みや数値目標を定める。政府、自治体は引き続き保育所の増設に取り組む。
- ⑦外国人家事労働者の公正な賃金を確保すると同時に、家事支援サービスを利用しやすい賃金に設定するための国や自治体、また企業などの支援体制

を確立しなければならない。その際、責任をもって仕組み作りをすることが肝要である。

- ⑧家事代行業者、EPAで入ってきている看護師や介護士の経験から、言語の問題、家庭内のトラブル（孤立化、ハラスメント等）に対する保護、交渉力の問題などに対応できる相談窓口を設ける。家事代行市場の適正な運用には、外国人家事労働者の質の担保、法制度の整備、消費者側の意識の変革が求められる。

外国人家事労働者の雇用・労働環境はそれぞれの地域や国の政治・経済的、制度的、社会・文化的な諸条件によって具体的に形成されているので、それぞれの福祉レジューム<sup>33)</sup>のあり方にに基づき議論されねばならない。

それはまた、各国のジェンダー政策の策定においても同様であり、各国の政治的、経済的、文化的諸条件を勘案しながら検討されねばならない。自国のみならず国際移動する労働者、移民労働者を視野に入れたジェンダー施策を推進していかなければならない。

「女性の活用」、「女性の活躍推進」を推進していくためには、女性に焦点を当てた改善策のみでは実現不可能であり、男性の有償労働、無償労働を含めた働き方の見直しが重要である。男女がともに働きたいのあるディーセント・ワークができるように、国、地方自治体、企業が連携を図りながら、男女ともに意識改革をし、男女格差、女性間の格差のない社会を目指す必要がある。

性別役割を超え、ライフステージに合わせながら「ワーク・ライフ・バランス」を見直し、外国人家事労働者の雇用・労働環境を整備して、国境を越えて男女が共に積極的に社会で活躍できる働き方へ移行させていくことが必要となる。

## 注

- 1) 内閣府男女共同参画局推進課「行政施策トピックス3：女性の活躍推進に向けて―若者・女性活躍推進フォーラム提言から成長戦略へ」『共同参画』7月号、2013年。

2014年6月に発表した成長戦略（改訂版）に「女性の活躍推進」を盛り込んだ。政策目標は、2020年までに（1）女性の就業率（25歳～44歳）を73%（2012年は68%）に引き上げる、（2）企業などで指導的地位に占める女性の割合を30%

- 程度にする—というものである。
- 2) 「家事労働 外国人受け入れ 関西の特区今秋にも」『朝日新聞』、2014年6月15日 朝刊。
  - 3) 巢内尚子「外国人家事労働者受け入れが覆い隠す“不都合” ILO189条約未批准の日本、なし崩しの受け入れはかえって女性の社会進出の妨げに？」JBpress、2014年。  
<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/40986> (2014. 7. 12)
  - 4) 国際労働機関 (ILO)「2011年の家事労働条約 (第189号)」2014年。  
[http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239179/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang--ja/index.htm) (2014. 7. 12)
  - 5) 上野千鶴子は、再生産労働を以下のように定義している。「生誕から死亡までの人間の生命のサイクルのすべてに関わる労働」(上野千鶴子「第4章ケアに根拠はあるか『ケアの社会学』太田出版、2011年)。
  - 6) EPAとは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。外務省：経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/> (2014. 9. 1)
  - 7) 前掲資料 『朝日新聞』。
  - 8) アムネスティ・インターナショナル「サウジアラビア：サウジアラビア 移住家事労働者がむち打ちに」2014年。アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権NGOである。  
<http://www.amnesty.or.jp/getinvolved/ua/ua/2014ua135.html> (2014. 7. 12)
  - 9) ジェンダー (gender) とは、社会的・文化的に形成された性差ないし性別を意味する言葉として、生物学的性差ないし性別と区別して定着してきたが、最近では性差や性別についての観念・知識のように広く定義する用法が採用されている。(江原由美子 博士論文『ジェンダー秩序』第15274号)
  - 10) オリバー・キャン「アジア・太平洋地域では経済的男女格差解消への取り組み進まず」WEF, News Release、2013年。  
[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_NR\\_GGGR\\_Asia\\_Report\\_2013\\_JP.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_NR_GGGR_Asia_Report_2013_JP.pdf) (2014. 7. 12)
  - 11) 内閣府「I-1-16表 HDI、GII、GGIにおける日本の順位」『平成26年版 男女共同参画白書』第1章、54-55頁、2014年。
  - 12) 内閣府「男性の性別役割分担意識 “男は仕事、女は家庭” ってホント？」『男女共同参画社会に関する世論調査』2012年。
  - 13) オリバー・キャン「企業文化の変化が日本の男女格差縮小への鍵」World Economic Forum、News Release、2013年。
  - 14) 鈴木有理佳「名誉なランキングの背景にある格差」IDE-JETRO、アジア貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 2012年。  
[http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas\\_report/1201\\_suzuki.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1201_suzuki.html) (2014. 7. 13)
  - 15) 首相官邸ホームページ「世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～」スイス ダボス会議、2014年。  
[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statment/2014/0122\\_speech.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statment/2014/0122_speech.html) (2014. 7. 10)
  - 16) 家事労働者に関する国際労働基準とILOの活動 (2013年9月30日付第143号)  
<http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/>
  - 17) 巢内尚子、前掲資料。
  - 18) 厚生労働省：「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事) について」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/ilo/decent\\_work.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kokusai/ilo/decent_work.html) (2014. 9. 1)
  - 19) ILO (国際労働機関)：「2011年の家事労働者条約 (第189号)」前掲WEBサイト。
  - 20) 労働基準法第12章 雑則 (適応除外) 第116条2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。
  - 21) 木村愛子「家事労働者のディーセント・ワーク条約可決 総会に出席して」日本ILO協議会、マガジン2011 No. 1、2011年。  
<http://iloj.org/no1.html> (2014. 7. 10)
  - 22) フェミニズム (feminism) とは、女性が人間として生きるための女性解放を目指す思想と運動である。
  - 23) 第二波の展開に大きな貢献をしたベティ・フリーダンの『フェミニン・ミスティーク』(1963)と、彼女が創立した女性団体NOW (National Organization of Women) が掲げた運動方針は、リベラル・フェミニズムの基本的考え方を簡明に表現している (ホーン川嶋瑤子 2000: 50)。
  - 24) 再生産労働は、労働、生産活動が円滑に行われるための労働であり、直接生産労働に結び付かないため、家庭内では、報酬に結び付かない労働、すなわち無償労働 (アンペイドワーク) と

なる。

- 25) 女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。  
外務省「日本と国際社会の平和と安定に向けた取組、女子差別撤廃条約」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/> (2014. 9. 5)
- 26) 矢澤朋子「外国人労働者が日本女性を救う？『女性の活躍推進』に対する効果は期待しづらい」大和総研グループ、2014年。  
[http://www.dir.co.jp/library/column/20140423\\_008432.html](http://www.dir.co.jp/library/column/20140423_008432.html) (2014. 7. 13)
- 27) 前掲資料『朝日新聞』。
- 28) 野村浩子「外国人の家事労働者の受け入れは、働く女性の支援になるか？」日経ビジネス 2014年8月11日  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20140806/269756/?P=1>
- 29) 野村浩子、前掲資料。
- 30) 巢内尚子、前掲資料。
- 31) 「在宅介護 乏しい支え」『朝日新聞』、2014年9月5日 朝刊。
- 32) 家事労働者に関する国際労働基準とILOの活動(2013年9月30日付第143号)、前掲資料。
- 33) デンマーク出身の社会政策学者であるイエスタ・エスピン＝アンデルセン(Gøsta Esping-Andersen, 1947-)は、「福祉が生産され、それが国家、市場、家族の間に配分される総合的なあり方」としての「福祉レジーム」の相違が、福祉国家の類型を決定するとしている。  
厚生労働省『平成24年版 厚生労働白書』78頁、2012年。

## 参考文献

- 青木千賀子「21世紀の社会におけるジェンダーとエスニシティ」『国際関係研究』日本大学国際関係学部、23(3)、139-154頁、(2002)
- 青木千賀子「変化する社会とジェンダー政策」『日本大学国際関係学部研究年報』日本大学国際関係学部、28、87-106頁、(2007)
- 安里和晃「施設介護に従事する外国人労働者の実態——雇用主の評価をもとに」『Works Review』リクルートワークス研究所 2、132-145頁(2007a)

- 安里和晃「第2章 日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受け入れ」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、27-50頁(2007b)
- 安里和晃「グローバルなケアの供給体制と家族」『社会学評論』日本社会学会、64(4)、625-648頁、(2014)
- 伊藤るり・足立真理子『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』作品社、(2008)
- 上野加代子『国境を越えるアジアの家事労働者女性たちの生活戦略』世界思想社、3-6頁、(2011)
- 上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版、(2011)。
- 江原由美子 博士論文『ジェンダー秩序』第15274号 東京大学(2002)
- 久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、(2007)。
- 竹中恵美子『家事労働論(アンペイド・ワーク)』明石書店、53-79頁、(2011)。
- 竹信三恵子『家事労働ハラスメント—生きづらさの根にあるもの』岩波新書1449、岩波書店、211頁、(2013)。
- ホーン川嶋瑠子「フェミニズム理論の現在 アメリカでの展開を中心に」『ジェンダー研究』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、3、43-66頁(2000)
- 松岡利通「第1章 移住労働者と資本主義的再生産—移住の論理は変わったのか」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際移動 エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社、1-25頁(2007)
- Anderson, Bridget *Doing the Dirty Work?: The Global Politics of Domestic Labour*, Palgrave Macmillan (2000).
- Asian Development Bank “Impact of the Global Crisis on Asian Migrant Workers and Their Families: A Survey-Based Analysis with a Gender Perspective” (2013).
- Asian Migrant Centre and Migrant Forum in Asia “An Urgent Need For A Rights Based Approach To The Migration Discourse Today” Asian Migrant Centre (AMC) (2006).
- Asis, Maruja M and Ruiz-Marave, Cecilia “Leaving A Legacy: Parental Migration and School Outcomes Among Young Children in the Philippines”, *Asian and Pacific*

- Migration Journal*. 22 (3), pp.349-376 (2013).
- Beneria, Lourdes “The Crisis of Care, International Migration, and Public Policy”, *Feminist Economics* 14 (3), pp.1-21 (2008).
  - Edillon, Rosearie “The Effects of Parent’s Migration on the Rights of Children Left Behind in the Philippines” Asia Pacific Policy Center, United Nations Children’s Fund (UNICEF) Working Paper (2008).
  - Isaksen, Lise Widding, Sambasivan Uma Devi and Arlie Russell Hochschild, “Global Care Crisis:A Problem of Capital, Care Chain, or Commons? ”, *American Behavioral Scientist*, 52 (3), pp.405-425 (2008).
  - Lam,Theodora “Transnational Migration and Changing Care Arrangements for Left-Behind Children in Southeast Asia: A Selective Literature Review in Relation to the CHAMPSEA Study” Asia Research Institute, National University of Singapore (2013).
  - Lutz, Helma “At Your Service Madam! The Globalization of Domestic Service”, *Feminist Review* 70, pp.89-104 (2002).
  - Parreñas, Rhacel Salazar *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*, Stanford University Press (2005).
  - Romero, Mary “Sisterhood and Domestic Service: Race, Class and Gender in the Mistress-Maid Relationship”, *Humanity & Society*, 12 (4), pp. 318-346 (1988).